

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（平成30年9月3日付け）について（資料）

法務省では、司法書士法第3条第2項第1号の研修である第17回司法書士特別研修（実施主体：日本司法書士会連合会）の修了認定が行われたことを受けて、平成30年6月3日（日）、全国8か所において、平成30年度簡裁訴訟代理等能力認定考査を実施しました。

この考査は、同項第2号の法務大臣の認定の前提として、上記研修を修了した者について、簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかを判定するためのものであり、その結果の概要は、次のとおりです。

なお、法務大臣の認定を受けた者の受験番号及び氏名については、官報においても公告しません（平成30年9月7日（金）に掲載することを予定しています。）。

考査受験者数(A)	874名
認定者数(B)	377名
認定率(B/A)	43.1%

受験地別認定者数

受験地	人数	受験地	人数
東京	182	福岡	33
大阪	73	仙台	14
名古屋	39	札幌	13
広島	15	高松	8